

## 農薬販売者の届出事務処理要領

島根県農林水産部農山漁村振興課

### 第1 目的

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第17条第1項及び第2項の規定に基づく農薬販売者の届出に関する事項は、法令に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

### 第2 農薬販売者の届出

農薬販売者は、次の届出を販売所ごとに管轄する隠岐支庁又は農林水産振興センター（以下「センター等」という。）の長に1部提出する。

なお、しまね電子申請サービスによる届出も可能とする。

#### 1 新規の届出

- (1) 農薬販売者は、農薬販売届（新規）（様式第1号）に必要な書類（別表）を添付して、センター等の長に提出する。  
なお、農薬販売者が、新たに販売を開始した場合はその開始の日までに、販売所を増設した場合は、その増設の日から2週間以内に提出する。
- (2) 届出を受理したセンター等の長は、内容を審査し、適正と認めるときは、農薬販売届（届出事項変更届出）受理書（様式第4号）を販売者（販売所ごと）に交付するとともに、受理書の写しを添付して農林水産部長に報告する。
- (3) 届出を受理したセンター等の長は、農薬販売者台帳（様式第5号）に届出事項を記載する。

#### 2 変更の届出

- (1) 農薬販売者は、届出事項のうち、販売者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、販売所の名称及び所在地に変更を生じた場合は、農薬販売届（変更）（様式第2号）に必要な書類（別表）を添付して、変更が生じた日から2週間以内に、センター等の長に提出する。
- (2) 届出を受理したセンター等の長は、農薬販売届（届出事項変更届出）受理書（様式第4号）を交付するとともに、受理書の写しを添付して農林水産部長に報告する。
- (3) 届出を受理したセンター等の長は、農薬販売者台帳（様式第5号）に変更事項を記載する。
- (4) センター等の長は、（1）以外の事項に変更が生じたことを確認した場合は、農薬販売者台帳（様式第5号）に確認内容を記載する。

#### 3 廃止の届出

- (1) 農薬販売者は、農薬販売を廃止した場合は、農薬販売廃止届（様式第3号）により、廃止した日から2週間以内に、センター等の長に提出する。
- (2) 届出を受けたセンター等の長は、廃止した販売者（販売所）の名称及び廃止年月日を農林水産部長に報告する。
- (3) 届出を受理したセンター等の長は、農薬販売者台帳（様式第5号）に廃止事項を記載する。
- (4) センター等の長は、販売者が、届出なく廃業となっていることが確認できれば廃止扱いとし、農薬販売者台帳（様式第5号）に確認内容を記載する。

#### 4 届出を遅延した場合

農薬販売者は、1～3の届出について定める期限を超過して提出する場合には、原則、遅延理由書（任意様式）を添付する。

## 5 再発行の届出

- (1) 農薬販売届受理書の紛失・破損等により再発行が必要な場合は、農薬販売届（新規）（様式第1号）により、速やかにセンター等の長に提出する。
- (2) 届出を受理したセンター等の長は、農薬販売届（届出事項変更届出）受理書（様式第4号）を交付する。この場合の受理番号は、農薬販売者台帳（様式第5号）と同じものとする。

### 附則

この要領は昭和59年3月1日から実施する。  
この日以前に提出された届出は従前どおりとする。

### 附則

この要領は昭和63年11月25日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成6年4月1日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成11年2月15日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成14年4月1日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成15年3月10日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成17年4月1日から施行する。  
この日以前に提出された届出は、なお従前の例による。

### 附則

この要領は平成19年9月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成26年3月17日から施行する。

### 附則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は平成28年6月28日から施行する。

### 附則

この要領は平成30年12月1日から施行する。

### 附則

この要領は令和2年12月21日から施行する。

附則

この要領は令和4年9月26日から施行する。

附則

この要領は令和5年11月1日から施行する。

この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別表) 各届出における必要書類一覧

届出の内容	添付書類
新規の届出	法人は主たる事務所の所在地、名称及び代表者名が確認できる登記事項証明書、定款若しくは寄付行為等又はその写し。ただし、増設の場合は不要。 個人は、住民票、運転免許証、国民健康保険証、公的機関が本人に宛てた住所が記載された領収書若しくは郵便物で現住所及び氏名が確認できる書類の写し。
変更の届出	法人は主たる事務所の所在地、名称又は代表者名が変更になった場合は、名称及び代表者名が確認できる登記事項証明書、定款若しくは寄付行為等又はその写し。 個人の住所又は氏名が変更になった場合は、住民票、運転免許証、国民健康保険証、公的機関が本人に宛てた住所が記載された領収書若しくは郵便物で現住所及び氏名が確認できる書類の写し。